第二十四條　支部は黨員五十名以上を以て組織す
但し同一衆議院議員選舉區内に二支部以上ある場合には適宜連絡機關を設け且つ適當の時期に之を支部に改組すべし。

第二十五條　支部には左の機關を置く。

一、大　會　　二、執行委員會

第二十六條　支部は必要に應じ分會を設置することを得。

第二十七條　支部は黨員名簿、役員の住所氏名、支部規約に黨本部費一ヶ年分を添へ中央執行委員會に届出でその承認を得ることを要す。

第二十八條　支部規約は別に定めたる支部規約準則に據ることを要す。

支部聯合會

第二十九條　各府縣内に二個以上の支部ある場合は支部聯合會を組織するものとす。

第三十條　支部聯合會は左の機關を置く。

一、大　會　　二、執行委員會

地方協議會

第三十一條　同一地方に於ける支部又は支部聯合會は中央執行委員會の承認を受けて地方協議會を設置することを得。

第七章　會　計

第三十二條　黨本部費は黨員一名に付年額五十錢とし支部が徴收すべき支部費は年額一名五十錢を越ゆることを得ず、但支部が納入すべき本部費は年額二十五圓を下ることを得ず。

第三十三條　黨費は前納とす、納入したる黨費は一切之れを返還せず、黨は經濟團體内の黨員の黨費徴收に關する協定をなすことを得

第三十四條　黨の豫算は中央執行委員會に於て原案を作製し大會の協賛を經ることを要す。

第三十五條　會計の決算は大會の承認を得ることを要す。

第三十六條　會計年度は、毎年十月一日より翌年九月三十日迄とす。

第八章　罰　則

第三十七條　黨員にして左の一に該當する者は中央委員會又は大會に於て之を除名することを得

一、黨の主義綱領に違反したるもの。

二、黨の面目を汚損したるもの。

三、黨の統制を紊したるもの。

第二十八條　支部規約は別に定めたる支部規約準則に據ることを要す。

第九章　附　則

第三十九條　黨の綱領及び黨則は大會出席代議員三分の二以上の贊成を得るに非ざれば變更することを得ず。

第四十條　本黨則施行に關する細則は別に之を定む。

別　表

黨大會の代議員選出率は左の通り之を定む。

支部黨員三百名迄一名更に三百名を増す毎に一名、但し端數の百五十名以上の場合は一名を加ふることを得。

黨則施行細則

入黨手續

一、本黨の黨員たらんとする者は入黨申込書に所要(原籍、現住所、氏名、年齢、職業、所屬團體)の記入をなし、規定の黨費を添附し最寄の支部若くは支部分會へ申込むべし、最寄の支部なき場合又はその他の場合に於ては直接黨本部に申込むべし。

二、入黨申込を受けたる場合は、中央執行委員會に於て之を審査し入黨を許可する者には黨員證を交附するものとす。

黨費納入手續

一、第二年目よりの黨費納入期は十月一日より十一月十五日までとし支部所屬の者は支部に然らざるものは本部に黨員證に添へて納入すべし。

二、黨費納入を受けたる支部は二週間内に本部費を納入すべし。

三、本部或は支部會計は黨費の納入を受けたる者の黨員證に黨費受領の證明をなし之を遲滯なく黨員に返附するものとす。

脱退手續及失格

一、黨を脱退せんとするものは黨員證を添へてその所屬支部又は本部に脱退届を出すべし。

二、脱退を届出たる者並びに黨費一年以上不納の者は黨員名簿より削除するものとす。